



大牟田市公式キャラクター

「ジャー坊」

# 大牟田市景観アドバイザー制度について

## (1) 景観アドバイザーとは

本市では市民・事業者・行政の協働による良好な景観形成を進めていくため、「景観アドバイザー」制度を設けています。本制度は、良好な景観の形成に努めようとする者に対する技術的支援として、建築、土木、色彩等に関する専門家が、景観上の相談に対し助言を行う制度です。

## (2) 相談できる内容

- ・景観の形成上、配慮が求められる建築物、工作物、広告物等の色彩やデザイン等に関すること
- ・周辺景観へ影響を与える公共施設等の色彩やデザイン等に関すること

## (3) 派遣する景観アドバイザー

アドバイザーは建築、土木、色彩等に関する分野について、専門的知識を有する方を市が選任し、派遣します。

## (4) 費用の負担

アドバイザーに要する旅費および謝金は大牟田市が負担します。ただし、説明資料作成にかかる印刷代等の必要経費は申請者で御負担ください。

## (5) 申し込みおよび問い合わせ先

大牟田市 都市整備部 都市計画・公園課

TEL 0944-41-2782 FAX 0944-41-2795

E-mail : e-toshi-kouen01@city.omuta.fukuoka.jp

### 派遣事例

上水道の配水池更新計画にあたり景観アドバイザー制度を活用して、新たな配水池のデザインや色彩について専門家から景観上のアドバイスを受けました。



▲延命公園内に位置する延命配水池



▲周辺景観への影響など幅広くアドバイス

# 大牟田市景観アドバイザー制度 手続きの流れ

## ① 問合せ

① 景観に関する相談事項等が生じた場合、まずは大牟田市都市計画・公園課へお問合せ下さい。

- 例) ・歴史的な建造物に近接して集合住宅を建てようと思っているが、デザインが景観上問題ないか相談したい  
・公共工事において良好な景観形成の為にアドバイスを受けたい

## ② 申請

② アドバイザー制度を活用する場合は、「大牟田市景観アドバイザー派遣申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、関係書類を添えて市へ提出してください。

※特に相談したい事項やアドバイスを受けたい内容について明確にしておく必要があります。(建物や外構のデザイン、外壁の色等)

【必要資料】

- ・付近見取図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・完成予想図(パース図)
- ・現況写真(遠景、近景)等

## ③ 日程決定

③ 市は申請書を受理後、アドバイザーと日程調整を行います。相談日が決まりましたら、申請者及びアドバイザーに対し、日時、場所等を連絡します。

## ④ 相談当日

④ 相談には、申請者、アドバイザー及び都市計画・公園課が出席します。当日はおおむね次の手順で会議を進行します。

- (1) 申請者から概要の説明
- (2) アドバイザーの助言、指導
- (3) その他質疑等

## ⑤ 実施後

⑤ 申請者は、アドバイザー等からの助言を十分に考慮したうえで計画を行い、景観届出等を行ってください。

また、「大牟田市景観アドバイザー派遣実績報告書(様式第4号)」に必要事項を記入し、関係書類を添えて市へ提出してください。

市はアドバイザーに対し速やかにその内容を報告します。

※相談の内容は、必要に応じ市のホームページや景観審議会で報告することがあります。